

「東京都社会的責任調達指針」に関する F A Q （よくあるご質問）

令和 8 年10月7日時点

項番	カテゴリ	質問	回答
1	調達指針	指針はいつから適用されますか。	令和 7 年 4 月以降に公表される財務局契約第一課及び第二課発注の案件から適用を開始しています。
2	調達指針	推奨的事項についてどういった取組をすればよいかわからない。	「東京都社会的責任調達指針解説版」で各項目の解説と取組例を掲載しております。
3	チェックリスト	義務的事項だけ回答すればよいですか。 「推奨的事項」はチェックしなくてもよいですか。	「推奨的事項」も含めて、全ての項目に回答いただく必要がございます。
4	チェックリスト	義務的事項について「取り組んでいない。」を選択するとどうなりますか。	義務的事項について「取り組んでいない。」を選択した場合、調達指針が適用された案件にはご参加いただけません。
5	チェックリスト	推奨的事項について「今後、取組を始める予定。」や「取り組む予定はない。」を選択するとどうなりますか。	推奨的事項については「今後、取組を始める予定。」や「取り組む予定はない。」を選択しても、入札への参加には影響はありません。
6	チェックリスト	各項目には複数の選択肢が設けられていますが、全ての選択肢をチェックする必要があるのでしょうか。	各項目には複数の選択肢を設けていますが、それらはあくまで取組として想定されるものの例示であり、全ての選択肢をチェックする必要はありません。自社で取り組まれている選択肢についてチェックしてください。自社の取組がいずれの選択肢にも当てはまらないことも想定されますが、その場合は「その他の取組を行っている。」にチェックし、自由記載欄にご記入をお願いします。
7	チェックリスト	調達指針の項目がそもそも該当しないような場合はどうすればよいですか。 （例：「4.2結社の自由及び団体交渉権」において、そもそも従業員がいない場合 等）	「その他の取組を行っている。」にチェックし、いずれの選択肢にも該当しない旨とその理由を自由記載欄に記載してください。
8	チェックリスト	チェックリストの提出にあたって根拠資料を提出する必要はありますか。	チェックリストは自己申告であるため、チェックリスト提出時点では根拠資料の提出は不要です。ただし、今後設置する通報受付窓口において通報を受け付けた場合は、資料を求める場合があります。
9	チェックリスト	チェックした選択肢やチェックした数によって、入札に有利または不利になるなどの影響はありますか。	チェックした選択肢やチェックした数によって、入札に有利または不利になるといったことはありません。
10	チェックリスト	申告した取組内容について、後日確認をすることはありますか。また、その結果東京都が求める水準に満たしていないと判断された場合に、何等か罰則はありますか。	通報受付窓口において通報を受け付けた場合は、個々に取組内容を確認させていただく場合があります。また、調達指針の不遵守が判明した場合は改善を求めています。適切に改善に取り組んでいる限り、契約解除や指名停止措置を行うことはありません。ただし、重大な不遵守があるにもかかわらず、適切に改善に取り組んでいないと認められる場合は契約解除や指名停止措置を講じることがあります。
11	チェックリスト	会社全体の取組をチェックするのか、支社の取組をチェックするのか、いずれでしょうか。	入札参加資格を申請する会社を単位としての取組を記載してください。
12	チェックリスト	環境関係の会社の場合は、「 2 環境」の項目だけチェックすればよいですか。	会社の業務内容にかかわらず、全ての項目について、いずれかの選択肢にチェックをお願いします。調達指針は環境・人権・労働・経済の各分野に分かれていますが、どのような事業者であっても関わりのある内容が記載されています。
13	チェックリスト	入札参加資格申請時に提出したチェックリストについて取組内容の更新はできますか。	資格申請後に取組を開始し、申請時から状況が変化した場合には、資格付与後に電子調達システムを通じてチェックリストの内容の変更申請が可能です。
14	チェックリスト	既にチェックリストを提出している場合、令和 9・10年度の入札参加資格定期受付申請で提出する必要はありますか。	令和 7・8 年度定期受付や随時受付で既にチェックリストを提出している場合でも、令和 9・10年度定期受付申請で現時点の取組状況を改めてチェックリストに入力をお願いします。